

## 県民意見について

長野県地球温暖化対策条例(仮称)要綱に対して、11月18日～12月2日までの間に9人の皆様から41件のご意見が寄せられました。

人数	番号	意 見
1	1	1 計画書の計画期間は、一律何年から何年までと決めるのではなく、事業者が例えば自動車のリース期間終了後新たなリース期間に入るタイミングに合わせられるような期間にしてほしい。
	2	2 24時間協定は、県が強権的に事業者を従わせるようなことがないようにしてほしい。(条文にすることでそうになってしまうのではないか。)
	3	3 アイドリングストップは、何秒以上はする、といった具体的なものを示してほしい。(呼びかけだけではだめ。)
	4	4 環境性能の高い車は、具体的に車名を示してほしい。
	5	5 ディーゼル車、CNG、LPガス車の取扱も明記してほしい。基盤整備はどうするのかも具体的に示す必要がある。
	6	6 再生可能エネルギーは、やりたい人ができるような具体的な事例を示してもらいたい。
	7	7 義務づけは、事務が増加するのでやめてもらいたい。
	8	8 マイクロ水力活用には水利権の問題がある。県が解決してほしい。
	9	9 中間処分と最終処分では、同じ材料(木材など)で手続きはほぼ同一でもかたやエネルギー、かたや廃棄物と取扱が違ってくる。他法令との整合性は整理してほしい。
	10	10 溶融炉を設置する市町村が多いが、二酸化炭素の発生源になる。ゴミと温暖化と反することになる。
2	11	<p>現在、地球温暖化防止に関連した県条例制定の作業が進んでいます。その一つに、コンビニ、スーパーの深夜営業を制限する案があります。はたして、その深夜営業制限で、どれだけの効果があるか十分検討した結果ですか？制限しても、それほど効果がありません。深夜の照明が目立つから、思いつきで「無駄」だと決め付けたのが発端です。十分な実態調査をしないで報告書に纏めてた結果、間違った方向に進んでいます。環境問題ではこの様に根拠が曖昧なまま規制だけが先走り、間違いが判明しているケースが沢山あります。その代表的なものが、環境ホルモンとダイオキシンです。この両者は環境には大きな影響がないことが専門家の間では常識になっています。が、ダイオキシンなどは規制の対象になってしまい、今では引っ込みがつかなくなっています。多額の税金が投入され、まさに税金の無駄使いです。</p> <p>コンビニ、スーパー深夜営業規制もこの様にならないようしてほしいです。行政はもっと別の問題を取り上げるべきです。その一つが、都市の街灯照明をもっと落とすことです。日本の都市の街灯は明る過ぎです。とくに繁華街はです。都市工学上ある水準にすることができます。行政は、この様なことに取り組みべきです。</p> <p>環境行政はもっと科学的根拠に基づいて行はなければ、将来に禍根を残します。この点を十分に検討理解していただきたいと思います。</p>
3 (次ページに続く)	12	<p>1) 定点観測 温暖化については 国 県などの 行政の強い指導が不可欠ですがやはり 長いスパンで 諸対策が図られると思います。したがって 計算上の総量規制では 判りづらい 部分があり特に影響が 観測されやすい 里山・高山においての 定点観測が不可欠と考えます。また 本県の 地理的要素は 南北に長いので 北信・中信・南信 少なくとも3地域に 必要と考えます。さらに 山岳県でありいくつもの 山を有していますので 山岳関係者との 連携も有効と考えます。</p>

人数	番号	意見
3 (前ページの続き)	13	2) アイドリングストップ よくステッカーを貼った車を頻繁に見かけるようになりましたが未だ一度も実際にストップした車を見かけません。 啓蒙活動も有効とは思いますがこれは中々難しい面があると思います。冬場の極寒期にまた夏場の猛暑の中でのアイドリングストップは困難な面も有ると思います。温室効果ガスの上位とされる排気ガスについて そうも言って居られないと思います。 各自治体 新旧町村単位での 各個への啓蒙活動をして 各々の意識の向上を図ることしかないのかと思います。 放送媒体のみならず あらゆる媒体 企業広告等の活用など 官民 企業個人のレベルまで 引き上げなければ 効果は期待できないと考えます。たとえば 直接関係はありませんので 外れているかも知れませんが たとえば安協の街頭指導時などでも協力頂いたり 多面での啓蒙活動が必要ではないかと感じております。
	14	(5)再生可能エネルギー…… 再生可能エネルギーのクレジット(例:グリーン電力証書等)を保有する場合も再生可能エネルギーとみなすと定義していただきたい。また例示で「再生可能エネルギーのクレジット(グリーン電力証書等)保有分を認める」旨の記述を記載願いたい。東京都等においても、「東京都地球温暖化対策指針」の中の「事業所内で実施するその他の削減対策(8頁)」として「環境価値の保有」を評価いただき、また「電力購入マニュアル(3頁)」の中でも評価いただいております(電力購入マニュアルのアドレス <a href="http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/green-guide/denki.pdf">http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/green-guide/denki.pdf</a> )。
	15	事業者排出量削減実績報告書の提出等 「事業者が購入している再生可能エネルギーのクレジット(例:グリーン電力証書等)保有分も削減実績として評価願いたい」
4	16	再生可能エネルギー導入計画書の作成等 再生可能エネルギーのクレジット(例:グリーン電力証書等)を保有する場合も再生可能エネルギーと評価していただきたい。また例示で「再生可能エネルギーのクレジット(グリーン電力証書等)保有分を認める」旨の記述を記載願いたい。東京都等においても、「東京都地球温暖化対策指針」の中の「事業所内で実施するその他の削減対策(8頁)」として「環境価値の保有」を評価いただき、また「電力購入マニュアル(3頁)」の中でも評価いただいております(電力購入マニュアルのアドレス <a href="http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/green-guide/denki.pdf">http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/green-guide/denki.pdf</a> )。
	17	件名のことで、下記に意見を述べます。 いずれも条例の内容でなく、今後の進め方についてです。 3回にわたってこれまでパブリックコメントを募集していますが、日程的にはここで条例については上申するものと思えます。この条例の規則や細則についての議論についても同時並行で行われることを希望します。 条例が国の法律との整合性などと多岐にわたる調整が必要なものと認識して、横断的なプロジェクトでの集中的な最終討議が必要だと考えます。 この条例案は議会提出前に、この環境審議会で公聴会が開催されることを望みます。開催場所は県内4箇所が望ましいと思えます。 以上3点です。
6 (次ページに続く)	18	1、要綱 第2章県による地球温暖化対策 7【県による地球温暖化対策】 (1)表記の見直しの提案 「電気機器等」を「エネルギー消費機器」か、または「電気・ガス機器等」と改めることをお願いいたします。 (2)理由 ア 「電気機器等」と表現することは、 <u>電気の使用量を削減することが第一であるようなイメージをうけます。</u> 家庭におけるエネルギー消費機器には、家電製品の他にも、ガス機器や石油機器等があり、特に寒冷地の長野県においては、冬場の暖房機器としてガス機器や石油機器が多く使用されています。 イ また、技術が日進月歩の今日では、家電製品と同様に、ガス機器についても、「 <u>潜熱回収型高効率給湯器(エコジョーズ)</u> 」「 <u>家庭用ガスエンジン給湯器(エコウィル)</u> 」「 <u>高効率バーナコンロ</u> 」など省エネルギー化が進んでおり、これら省エネルギー製品を使用することは、地球温暖化対策に対して実効性が高いものと思われれます。

人数	番号	意見
6 (前ページからの続き)	19	<p>2、要綱 第4章事業活動における地球温暖化対策 15【事業者排出量削減計画の作成等】 (1) 提案 コージェネレーションシステム(以下CGSという)の導入等により減少する電力の二酸化炭素の排出係数については、火力発電の二酸化炭素排出係数(マージナル係数)を使用するように規則などに明記することを願います。 (2)理由 ア 第2章8条の注釈に『当面は、2003年4月に策定された「長野県地球温暖化防止県民計画」を「地球温暖化対策計画」とみなします。』とあります。「長野県地球温暖化防止県民計画」は、CGSの導入等により減少する電力の二酸化炭素排出量を評価するために、火力発電の二酸化炭素排出係数(マージナル係数)を採用しています。 イ 産業用および業務用の一次エネルギー消費量を節減する切り札として、CGSを採用する事業者が増えています。 ウ CGSを導入している、またはCGSの導入を検討している事業者は、「長野県地球温暖化防止県民計画」からマージナル係数を使用することを読み取ることはできます。ただし、このことを明確に事業者に示すためには、規則などに明記することが適切ではないでしょうか。</p> <p>(参考)マージナル係数を使用する理由 ア CGSの導入等により系統電力の使用量が増減する場合、電力会社における発電出力の調整は火力発電で行います。原子力発電や水力発電では行いません。原子力発電は昼夜間ともなるべく稼働率を高める運転をし、水力発電は発電原価が安いので優先的に使用するためです。 イ したがって、CGSの導入効果を適切に評価するには、火力発電の二酸化炭素排出係数を用いることが適切です。 ウ 国の対策においても、事業者の温室効果ガス排出削減努力を評価するにあたっては、<u>マージナル係数を使うことになっています。</u></p>
	20	<p>3、要綱 第4章事業活動における地球温暖化対策 15【事業者排出量削減計画書の作成等】 (1) 提案 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)における新エネルギーに規定されている天然ガスコージェネレーションシステム(以下CGSという)は、総合効率が高く、二酸化炭素排出量の削減に大いに貢献できます。これらを普及促進するために、省エネ機器として規則などに明記していただくようお願いいたします。 (2)理由 ア CGSは、ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池で発電し、そのとき発生する排熱を冷暖房・給湯に利用するので、総合エネルギー効率は70～80%に達します。また二酸化炭素排出量は、従来システムの約1/3削減することができます。なお、系統電力(火力発電)のエネルギー効率は、送電ロスを含めて約38%です。 イ 需要地点で発電するCGSは送電ロスがありません。一方、県内で消費される電力は、一部の水力発電を除いてほとんど県外から送電されてくるので、系統電力の送電ロスが4%程度あると考えます。したがって、CGSはエネルギーを効率的に利用できます。 ウ また、電気の一日のピークは午前10時頃と午後2時頃にあり、火力発電によりピーク電力を賄っています。CGSは電力のピークカット効果もあるので、電力の負荷平準化に貢献します。</p>

人数	番号	意見
6 (前ページからの続き)	21	<p>4、要綱 第5章自動車交通における地球温暖化対策 29【環境性能に優れた自動車等の使用、購入】 (1) 注釈の具体例の説明文の見直し提案 「環境性能に優れた自動車等」の説明文を新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)の説明に変更することをお願いいたします。 (2) 理由 ア <u>長野県もその環境性を評価して、天然ガス自動車を導入しています。</u>現在、天然ガス自動車は、全国で2万5千台以上が普及し、長野県でも約100台が普及し、専用ガススタンドも全国で280個所以上が整備されており、長野県内では、松本ガスが設置しましたので2箇所となっています。長野県ガス協会としても各事業者が専用ガススタンドや天然ガス自動車の普及に積極的に取り組んで参ります。 イ <u>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)においては、「天然ガス自動車」「メタノール自動車」「電気自動車」「ハイブリット自動車」「燃料電池自動車」を、クリーンエネルギー自動車(CEV)と定義しています。</u>(広義のCEVには、「ディーゼル代替LPガス自動車」も含まれます。) ウ また、改正省エネルギー法(平成18年4月より)においては、運輸分野における二酸化炭素の排出削減を盛り込んでおり、輸送事業者の判断基準として「ハイブリット車、天然ガス自動車、トッランナー燃費基準達成車、アイドリングストップ装置装着車輛等の低燃費車等を導入すること」としています。 エ 国土交通省では、平成17年度より「天然ガス自動車(CNG車)普及促進モデル事業」をスタートし、自治体を中心とした天然ガス自動車導入にむけた環境整備を実施しております。 オ 本条例では、「環境性能に優れた自動車等」の具体例として、「ハイブリット自動車」「燃費性能の優れた自動車」「電気自動車」を具体的に明記しておりますが、この表現では、既に実用段階にある「天然ガス自動車」を導入している、あるいは今後導入しようとしている事業者にとって、インセンティブに欠けるものと思われ、事業者の選択枠を限定することになりかねません。 (参考)天然ガス自動車の環境性 軽油やガソリンと比較してクリーンな天然ガスを燃料とするため、<u>走行中の二酸化炭素排出量を10～25%削減できます。</u>また、排ガスから黒煙や硫黄酸化物を排出せず、窒素酸化物の排出量も大幅に少ない低公害車です。</p>
	22	<p>5、要綱 第6章電気機器等における地球温暖化対策 35【特定電気機器等における省エネラベルの表示】 (1) 表記の見直しの提案 「電気機器等」を「エネルギー消費機器」か、または「電気・ガス機器等」と改めるをお願いいたします。 また、注釈の具体例の説明文中に、「エアコン」「電気冷蔵庫」に加えて「暖房機器」「給湯器」の追加をお願いいたします。 (2) 理由 ア 意見・提案1と同様の理由です。 イ 家庭用エネルギー消費量用途別構成比(出典:エネルギー・経済統計要覧、2002年度)では、家庭におけるエネルギー消費量の27.3%が給湯用、28.8%が暖房用となっており、<u>家庭におけるエネルギー消費量の約6割が温熱需要で占められています。</u> ウ 一般家庭における省エネルギーを図るうえで、<u>この温熱需要に必要なエネルギーを削減することは非常に効果的であり、特に寒冷地の長野県においては、高効率タイプの暖房機器や給湯器を普及させることは、地球温暖化対策に対して実効性が高いものと思われ</u>ます。</p>

人数	番号	意見
6 (前ページからの続き)	23	<p>6、要綱 第8章再生可能エネルギーの利用における地球温暖化対策 39【再生可能エネルギーの優先的利用】 (1) 表現の見直しの提案 「再生可能エネルギー」を「再生可能エネルギーおよび新エネルギー(以下「再生可能エネルギー等」という)に改めることをお願いいたします。 (2) 理由 ア 現実問題として、再生可能エネルギー単独では、利用促進にいたるまでの事業化が困難な場合や事業規模が小さくて実効に乏しい場合が多いといえます。 イ すなわち、「再生可能エネルギー対その他のエネルギー」という考え方では、実効が上がらないのではない懸念があります。 ウ 対策が進んだ地域をみると、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)で「従来型エネルギーの新利用形態」として「新エネルギー」にカウントされている天然ガスコージェネレーションシステムや燃料電池などの安定した熱源・電力源との組み合わせが検討されています。 エ 県の条例要綱をみると、県民は「再生可能エネルギー以外のエネルギーは地球温暖化対策に貢献しない」と誤解する危険性があります。「地球温暖化対策」のかけ声だけでなく、県内での温室効果ガス排出抑制の実効を担保するためには、もう少し県民(あるいは事業者)に地球温暖化対策の具体的な方法を指示・誘導できる表現に改めるべきではないでしょうか。</p> <p>(参考)環境特性に優れたエネルギーとして、新エネルギー法では「新エネルギー」が定められています。「新エネルギー」には、「再生可能エネルギー」だけでなく、「従来型エネルギーの新利用形態」(クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池)も加えられています。</p>
7	24 25	<p>(1)~(5)で記載してある計画書の作成、提出、公表について、「長野県地球温暖化対策条例(仮称)要綱の各主体による地球温暖化対策一覧表」では、対象者として市町村も義務付けられる内容が不明である。</p> <p>自動車から公共交通機関や自転車への利用転換は大変重要なことですが、一方で、自動車の利用は当面増えることが予想される。 このため、道路整備による渋滞解消やネットワーク化により、自動車の走行時間が減少し、CO2等の排出量が減ることが考えられる。 このことから、温暖化対策として「道路整備の促進」等の観点を入れるよう検討いただきたい。</p>
8 (次ページに続く)	26 27	<p>規則の検討にあたっては、長野県事務局と当社をはじめとする義務付け関係団体との間で十分に協議・調整していただけるようお願いいたします。</p> <p>定義 (5)再生可能エネルギー 太陽光、マイクロ水力その他循環システムの中で枯渇することのないものとして規則で定めるエネルギーをいう。 &lt;意見&gt; 「マイクロ水力」を「水力」に修正されたいことに加え、規則で定める再生可能エネルギーの定義に、廃棄物発電等のリサイクル型エネルギーも含めていただけるようお願いいたします。 &lt;理由&gt; 資源エネルギー庁が公表している再生可能エネルギーの定義には、マイクロ水力以外の水力発電や上記リサイクル型エネルギーも含まれています。 条例の趣旨からしても、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、マイクロ水力以外の水力発電や廃棄物発電も有効な施策であります。 規則で定める再生可能エネルギーの定義がRPS法と同等となった場合、RPS法の義務対象者のうち、当社のみがRPS法対象電源の導入状況が公表されることとなり、結果としてRPSクレジット価格の高騰など、経済合理的な利用目標量の達成が阻害され、電力自由化における当社の「競争上の地位」が侵害されるおそれがあります。</p>

人数	番号	意見
8	28	<p>県の責務</p> <p>(3)県は、地球温暖化対策を効果的に実施するため、必要な助成、税制その他の経済的措置等に関する調査、研究を行うよう努めなければならない。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>お客さまによるCO<sub>2</sub>排出削減対策としてのエコキュート(自然冷媒ヒートポンプ電気給湯器)やヒートポンプ空調機等、高効率機器導入への助成措置についてもご検討をお願いします。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>最新のエコキュートは、従来型燃焼式給湯器に比べ、CO<sub>2</sub>排出量を約60%削減できます。また、京都議定書目標達成計画では、具体的なCO<sub>2</sub>削減計画として、2010年までにエコキュート約520万台、高効率空調機約12,000台の普及を目標としています。</p>
8	29	<p>施策の評価及び見直し</p> <p>(1)知事は、県が地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況について、定期的に学識経験者等による評価を行い、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、施策の見直しを行わなければならない。</p> <p>(2)知事は、(1)の地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況についての学識経験者等による評価の結果を、速やかに公表しなければならない。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>施策の実施状況の評価および施策の見直しにあたっては、必要に応じて事業者と十分に協議・調整していただけるようお願いいたします。</p>
(前ページからの続き)	30	<p>事業者排出量削減計画書の作成等</p> <p>(1)事業者のうち、規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2)事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。</p> <p>ア 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>イ 温室効果ガスの排出の抑制等のための基本方針、措置及び自主数値目標</p> <p>ウ 計画の推進に係る体制等</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>温室効果ガスの排出状況を報告するにあたっては、電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定には、電力会社から供給を受ける場合、地球温暖化対策推進法(以下、温対法)に定められている一般電気事業者から供給を受ける場合の排出係数(全電源(火力、水力、原子力等)平均)を使用することを規則等に定めていただけるようお願いいたします。</p> <p>また、温室効果ガスの自主数値目標を設定するにあたっては、電気の使用量の削減に伴うCO<sub>2</sub>削減量の算定には、電力会社から供給を受ける場合、温対法に定められている上記排出係数を使用するべきであり、規則等に定めていただけるようお願いいたします。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>電気使用量削減によるCO<sub>2</sub>削減効果を評価するにあたっては、火力電源のCO<sub>2</sub>排出係数を使用する考え方がありますが、削減効果が過大に評価される懸念があります。</p>
	31	<p>自動車管理計画書の作成等</p> <p>(1)県内の事業所において自動車を使用する者(以下「自動車使用事業者」という。)のうち、規則で定める者(以下「大口自動車使用事業者」という。)は、地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車管理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2)自動車管理計画書には、環境性能に優れた自動車の導入を図るための基本方針、措置、自主数値目標等を記載するものとする。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>改正省エネ法において、一定規模以上の運輸事業者、荷主に対して省エネ計画の策定、エネルギー使用量等を国へ報告することが義務化されるため、二重規制となる懸念があります。</p>

人数	番号	意見
	32	<p>建築物環境性能向上計画書の作成等</p> <p>(1)建築主のうち、規則で定める者(以下、「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物環境性能向上計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2)建築物環境性能向上計画書には、温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針、措置等を記載するものとする。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>改正省エネ法においても同様に住宅・建築物に関し、省エネ措置の届出が義務化されるため、二重規制となる懸念があります。</p>
8 (前ページからの続き)	33	<p>再生可能エネルギー導入計画書の作成等</p> <p>(1)県内にエネルギーを供給している者(以下「エネルギー供給事業者」という。)のうち、規則で定める者(以下「特定エネルギー供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2)再生可能エネルギー導入計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。</p> <p>ア エネルギー供給量に対する再生可能エネルギー由来のエネルギーの供給量の割合に係る基本方針、措置及び自主数値目標</p> <p>イ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の状況</p> <p>ウ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標</p> <p>エ 計画の推進に係る体制等</p> <p>(5)エネルギー供給事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書及び変更後の再生可能エネルギー導入計画書(以下「再生可能エネルギー導入計画書等」という。)を規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>再生可能エネルギー導入実績報告書の提出等</p> <p>(1)再生可能エネルギー導入計画書等を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した再生可能エネルギー導入実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2)(1)の規定により再生可能エネルギー導入実績報告書を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>再生可能エネルギー導入計画書等の公表</p> <p>知事は、再生可能エネルギー導入計画書等又は再生可能エネルギー導入実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>再生可能エネルギーの導入計画書・実績報告書を作成・提出・公表することに関しては、企業経営およびお客さまに影響を与えるおそれがあることから、エネルギー源種類ごとには細分化せず、一括とさせていただけるようお願いします。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>RPS法では、事業者ごとのエネルギー源別の利用目標量までは定められておらず、事業者によって電源選択の自由度を認めることで、より低コストで再生可能エネルギーの導入を進めることとなっています。言い換えれば、エネルギー源ごとの評価基準が存在しないものと考えられます。したがって、エネルギー源の種類が分かるものを記載することは、RPS法の趣旨に反するものと考えます。</p> <p>RPS法は、電気事業者が利用目標量を遵守するにあたり、風力など新エネルギーが地域的に偏在していることに配慮し、自らがRPS法対象電源を開発するほか、新エネルギー等電気相当量(通称：RPSクレジット)の売買を認めるなど、全国規模での市場メカニズムを活用しようというものです。</p> <p>このような市場メカニズムを活用したRPS法のもとで、再生可能エネルギーの内訳(計画・実績)が公表された場合、容易にRPS法対象電源の導入状況が把握できることとなり、結果としてRPSクレジット価格の高騰など、経済合理的な利用目標量の達成が阻害され、電力自由化における当社の「競争上の地位」が侵害されるおそれがあります。</p> <p>資源エネルギー庁では、上述のようなRPS法対象事業者への影響に配慮し、事業者ごとの再生可能エネルギー源の内訳公表はしていません。</p>

人数	番号	意見
8 (前ページからの続き)	34	<p>&lt; 意見 &gt; 東京都の環境確保条例施行規則にもあるように、「公表内容は企業経営に関する事項等、公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上の地位、その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。」等規則に明記していただけるようお願いいたします。</p> <p>&lt; 理由 &gt; 長野県情報公開条例では、情報公開法と同様に競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、非開示とされる記載があります。また、長野県地球温暖化対策条例(仮称)の上位条例となる長野県環境基本条例においても、「県は、個人及び法人の権利利益を保護しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。」との記載があることから、本条例についても同様な配慮が必要と考えます。</p>
	35	<p>&lt; 意見 &gt; 導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値ではなく、当社全体での数値とさせていただけるようお願いいたします。</p> <p>&lt; 理由 &gt; 当社は、長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重におよぶ中部5県下に保有する発電設備・送配電設備といった電力設備を総合的に運用して、事業活動を行っています。特に再生可能エネルギーについては、地域の社会的・自然的特性や各電源の経済性・運転特性などを総合的に判断し、再生可能エネルギー全体としての発電量増加に最大限努めており、その導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値を示すことが難しい点についてご理解願います。</p> <p>また、条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、長野県に特化した数値でなくとも、再生可能エネルギーの発電量全体を公表することで普及の程度は県民にお知らせすることができます。</p>
	36	<p>&lt; 意見 &gt; 導入計画書に目標年度を記載することを検討される場合は、当社と十分調整くださるようお願いいたします。</p> <p>&lt; 理由 &gt; 電源開発は計画から運開までに年月がかかり、毎年一律の改善という性格のものではありません。</p>
	37	<p>森林の整備による地球温暖化対策 県、県民及び事業者は、協働して、国及び市町村と連携して、二酸化炭素の吸収源である森林整備の推進に努めなければならない。 県産材の活用による森林整備の推進 県、県民及び事業者は、国及び市町村と連携して、木質燃料、住宅資材その他県産材の利用促進に努めなければならない。</p> <p>&lt; 意見 &gt; 本項目を実効性のあるものとするためには、「地球温暖化防止県民計画」に記載されている「森林吸収量はカウントしない」という考え方を見直していただけるようお願いいたします。</p> <p>&lt; 理由 &gt; 県内で間伐した木材をバイオマス燃料として燃やした際は、森林吸収量をカウントしなければ、CO2排出になります。</p>
9 (次ページに続く)	38	<p>1. 事業活動に於ける地球温暖化防止対策で、24時間営業をしている自販機の排出削減の取り組みは、素晴らしい提案であると理解できます。しかしその理論構築となると情緒的な説明で納得がいかないのと感じます。山奥の人気のない場所にある自販機が点灯し稼働しているのは、エネルギーの無駄であり、必要ないし、自然の景観からも不的確でないか。このような説明だけで確かにそうだと言い切れないのが、現状ではないだろうか。自販機の夜間営業権の自由とか、社会として利便性の尺度や、その社会的な面での効能性とか等を論ずる時に、その明快な理論が成り立っていないといけなないのでないかと感じます。この事は環境問題ひとつとっても明快な理屈が成り立たないことに起因するからでしょうが、それだけに条例での理論武装を確実にして頂きたいと思います。</p>



人数	番号	意見
9	39	2. 条例として県が制定し運用していく時に、県民が、地域社会がそれぞれにどのように合意形成していくのか。地球温暖化防止は、総論では理解し、納得するが、人々の生活パターンや内容を変えてまで徹底していくようにするには、温暖化防止対策の社会的規制の裏づけと環境という不確かなものへの取り組みをすることへの合意作りが必要である。その点で条例としてそれがどの程度できるのかが気になる所である。
(前ページの続き)	40	3. 事業者や企業の省エネ活動等の取り組み、廃棄物管理、資源リサイクルの活動、マイカー自粛やアイドリングストップ活動、グリーン購入促進活動等で積み重ねながら地球温暖化防止活動を展開することは、現状の段階では容易に組みやすいし、関係団体や事業者への徹底と促進は出来やすい。しかし、それぞれに規制値で管理していくような形態となると、その管理の背景と強制度をどのようにして理論化し体系化するかの難しさを感じる。それは県の条例化の規制で感じるどころです。又徹底する為の工夫や仕組みづくりに知恵を絞ることが重要となると思います。
	41	全体的に抽象的な意見になりましたが、今回の「地球温暖化防止条例の説明会」に参加させて頂いた時の印象と意見であります。私としては、まず規制の前に私達の生活に対する倫理・道徳面の追求がもっともっと大切ではないかと強く感じるどころです。しかし、そんなことを言っても始まらないだろうから、まず実施していくことになるだろうと思っております。